



## 教育委員会規程

平成 28 年 9 月 29 日 第 3 回理事会承認

### (目的)

第 1 条 本規程は、日本原子力学会定款細則第 6 条に規定された教育委員会（以下、「委員会」という）の組織・運営について定めることを目的とする。

### (任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議および連絡調整する。

- (1) 各種研究機関、産業界ならびに学協会の原子力教育に関する調査・検討および支援
- (2) 初等中等教育および高等教育機関における原子力教育に関する調査・検討および支援
- (3) 市民の原子力教育に関する調査・検討および支援
- (4) 海外の原子力教育に関する調査・検討
- (5) 発展途上国における原子力教育への協力・支援
- (6) 調査・検討結果の公表
- (7) その他、原子力教育に関する事項

### (組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げるメンバーをもって組織する。

- (1) 教育担当理事（委員）
- (2) 教育担当理事以外の委員
- (3) 特別委員

2 委員会には委員長 1 名、副委員長 1 名、幹事若干名を置く。

3 特別委員は、担当副会長の他、会長が指名する理事とする。

### (幹事会)

第 4 条 委員会の円滑な運営を図るために、幹事会を置くことができる。委員会の下には、小委員会、WG、タスクを置くことができる。

### (任期)

第 5 条 第 3 条第 1 項の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。委員会メンバーが理事の場合は、職務としての任期とする。ただし、任期途中に交代した委員会メンバーの任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第 6 条 委員長は、委員のうちから会長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、会務を総括する。
- 3 委員長は、議案に関し関係する理事と必要に応じ情報の共有を図る。

(副委員長)

第7条 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

- 2 副委員長は、委員を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

(幹事)

第8条 幹事は、委員のうちから委員長が指名する。

- 2 幹事は、委員長、副委員長を補佐して会務を整理する。

(委員)

第9条 委員は、会務を処理する。

(特別委員)

第10条 特別委員は、会長が指名する。

- 2 特別委員は、委員会の議事に参加する。

(委嘱)

第11条 委員は、会長が委嘱する。

- 2 委員会に設置される幹事会、小委員会、タスクグループのメンバーは委員会で決定し、委員長が委嘱する。

(議事)

第12条 委員会の議事は、特別委員を除く委員総数の2分の1以上の出席によって成立する。

委員会メンバーの出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 緊急もしくは委員会が定足数に達せず不成立の場合は、別に定めるメール審議により議事することができる。

(代理者)

第13条 第3条の委員のうち、理事が委員の場合、この委員の代わりに他の理事を代理出席させることができる。

- 2 前項以外の委員の代理出席是非については委員会の確認を必要とする。

(委員および特別委員以外の者の出席)

第14条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員および特別委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(議事録)

第 15 条 委員会の議事録は、幹事が作成し、議案ならびに議事経過の概要、決議の主文等を記載して、委員会の承認を経て保存しなければならない。

(理事会への報告)

第 16 条 委員会の議決事項等は、委員長もしくは委員となっている理事が、理事会に報告するものとする。

(改定)

第 17 条 本規程の改定は、教育委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

(雑則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

#### 附則

- 1 平成 17 年 6 月 22 日 第 474 回理事会決定、同日施行
- 2 改定履歴
  - ① 平成 19 年 11 月 27 日 第 491 回理事会承認
  - ② 平成 22 年 5 月 28 日 第 509 回理事会承認
  - ③ 平成 28 年 8 月 18 日 第 1 回教育委員会起案、平成 28 年 9 月 29 日 第 3 回理事会承認

#### 附則

- 1 平成 28 年 9 月 29 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。